

KANSAI GAIDAI UNIVERSITY

2010年度「学内人権問題研究会」及び「学生人権問題研究会」報告

メタデータ	言語: jpn 出版者: 関西外国語大学 公開日: 2016-09-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 加藤, 昌彦 メールアドレス: 所属: 関西外国語大学人権教育思想研究所
URL	https://kansai.gaidai.repo.nii.ac.jp/records/5751

2010年度「学内人権問題研究会」及び 「学生人権問題学習会」報告

(まとめと文・加藤 昌彦)

2010年度は2回の人権問題研究会、そして学生人権問題学習会を開催しました。筆者の及ぶところ報告します。

1. 第19回人権問題研究会

研究会は6月17日(木)中宮学舎の多目的ルームで20名の参加のもと、開催されました。ゲストスピーカーとしてNPO法人・児童虐待防止協会専門委員・臨床心理士の和知富士子さん(桃山学院大学講師)が、「大学生と児童虐待の影～傷つけられた心～」と題する講演をして下さいました。その要約は以下の通りです。

私は2005(平成17)年度まで堺市役所の職員として勤務していました。おもな仕事は、児童心理あるいは臨床心理の専門職として、保育所を回り「障害児保育」の対象の子どもたちの保育について助言・指導を行う業務でした。しかし、辞める10年ぐらい前からは、ほとんど児童虐待についての業務に携わっていました。

退職してから大学で、いくつかの科目を担当させて頂きました。教職の必須科目である教育相談、その中で児童虐待についてお話をさせて頂いています。

今は、児童虐待防止協会研修担当をしています。2004(平成16)年、2005(平成17)年、「市町村レベルで、児童虐待の一時的な相談にあたる、あるいは対応にあたる」と児童福祉法が改正されました。それを受けて、各市町村が対応しなければいけないということで、この防止協会から研修担当として、各市町村をまわっています。まだまだ、虐待防止の対応ができていないというのが実感です。

きょうは児童虐待について基本的なことと、虐待を受けた人たちが将来にわたって、人格にどのような影響を及ぼしているのかを話させていただきます。

<児童虐待防止法と児童福祉法の改正>

2000（平成12）年に初めて、児童虐待に関する法律が出来ました。

戦後すぐにできた児童福祉法（1948〈昭和23年〉）の中には、すでに擁護法があります。それは「子どもが育てられるいい状況でない場合には、それを見つけた国民は通報しないといけない」というものです。しかし「それは国民に周知されるような状況ではなかった」こと、それから1990年ぐらいから虐待が増えていること、そういう理由で2000（平成12）年に児童虐待防止法が出来ました。

2000（平成12）年に出来たのが、2004（平成16）年に一部改正、それから2008（平成20）年に一部改正で、どんどん強化されたかたちになりました。

主な内容は、以下の通りです。

▲児童虐待の禁止、虐待行為の禁止。虐待の定義があります。虐待というのは、四つの種類がある。①身体的虐待、②ネグレクト、③心理的虐待、④性的虐待を18歳未満の児童に対しておこなうこと。

定義のもう一つは、保護者となる人がおこなった場合が児童虐待行為である、と。ですから、今の法律では、学校の先生やきょうだい等から受ける暴力・性的暴行みたいなことは、児童虐待には入らない。法律で、それは暴行・傷害事件ということになります。

▲早期発見と、通告の重要性が入っています。

2回の改正により、立ち入り調査と警察の援助が要請できることになりました。それから、①保護者以外の同居人による虐待もネグレクト、保護者のネグレクトというふうに扱われる。②DV（家庭内暴力）、そういった状況で育つことは、もう心理的虐待に入るんだ、と。③虐待を受けたと思われる児童を発見した場合の通告義務の強化が、盛り込まれました。

▲安全確認が努力義務から義務化となり、通報を受けた児童相談所・市町村の窓口は48時間以内に、その子どもの安全の確認をしに、そこに出向かな

ければいけない、と文言が変わってきました。

<子どもに与える影響>

幼少期に虐待を受けた子どもが思春期以降になると、どうなっていくのか。

①から⑤で、みていきたいと思います。

①基本的信頼関係を結びにくく、他者の何気ない言動、態度に関する過敏な反応。

②感情コントロールの障害によって、感情の爆発や、感情の解離・抑圧。

③感情の爆発の後、何事もなかったかのようにケロツとしてするなど。自己同一性の阻害。

今、児童養護施設での職員による虐待がクローズアップされつつあります。入所している子どもたちは虐待というかたちで人間関係を、幼いときから構築しています。虐待を受けてきた人間関係しか知らないの、大人に対して挑発する行為を起こすんです。大人の気持ちを逆撫でするようなことを、文言だけではなくて、殴りかかっていたり、蹴りを入れたり、ものを取ったりとか。大人の方が、それに対して意に介さないことが、わかると、もう少しエスカレートします。それに耐える大人でなければ、虐待を受けた子どもたちと対応できない、ということになります。

そうやって、挑発して挑発して、それでも自分のことを気にかけてくれる、ちょっとはばった言い方をすれば「愛してくれる」ことが確認できたら、次にバタバタと甘えてくる。気持ち悪いぐらいにバタバタくる。それでいて、「私にすごい愛情を示すようになったなあ、この子は少し心理的に回復の段階に入ったかな」と思ったら、ほかの先生に対して、もっと甘えんとか。これまで甘えていた人たちに対して「お前なんか嫌いや」と言ってみるとか。当然のことながら、耐えきれない職員が、暴行を加えてしまう。ということで、施設内で、また再び虐待を受けるという状況が起こってきているのも、現実的な状況です。

④思春期以降の執着的人間関係。これは、さっき言ったような誰に対してもバタバタ甘える。ちょっと叱るような言葉を言ったら、もう途端に「お前

なんか大嫌い」というふうになる。そういったような無差別的愛着傾向が、思春期以降、自分の求め得なかった親の愛情と、異性との性的関係が交錯してしまって、早くからそういった行為をしてしまう、という場合に至るといふ影響も指摘されています。

⑤トラウマの再現による大人に対する挑発的な言動。これは、暴行を受けたことがフラッシュバックのように出てきて、「やられる前にやり返す」ということで、暴行を加えるというふうなかたちになることです。

特に、性的虐待を受けた子どもの長期的影響として最も頻度が高いのは、自己評価が低くなって、自分を大切に出来なくなることです。その結果、鬱状態になったり、薬物依存とか、その他の依存状態になったりすることがあります。思春期ですから、つつい興味と関心をもって手を出しても、はまり込むかどうか、ということです。虐待を受けた子どもは、はまり込みやすいということも言われています。そういうふうには人格障害に至る危険度が、とても高いということになります。

ですから、「扱いにくい子ども」、あるいは「扱いにくい学生」という中に、虐待を受けた後遺症があったりする場合も多いと言われています。

<児童虐待の実態>

2008（平成20）年の確定した数値が出ています。全国の児童相談所が相談ケースとしてあげてきた数は、4万2662件。1990（平成2）年では1101件でしたので、37倍以上に増加したということになります。

法律も整備され、「虐待かも？と疑われるときは、誰でもいいから通報して下さい。後日、調査をし専門家が確認しますので、通報される方は確認する段階まで至らなくても結構です。結果的に虐待ではなかった、というかたちでも結構ですから、相談してください」という内容を、市町村にも行き渡るリーフレットで出したり、フォーラムをつくったりして周知徹底してきたことによって、これだけの数が出てきたとも言われます。しかし実際は、もっと増えている可能性もあるように思えます。

今は日本の経済が疲弊しています。経済的状況と虐待の数は、残念ながら

反比例しています。親たちにとって今の社会生活は、とてもしんどい状況になっています。しんどい状況になってくると、そのストレスの発散どころが弱い者にいきます。となると、子どもたちにストレスのしわ寄せが行くことは、お分かりいただけると思います。

ですから、この統計の数は、世の中の虐待のほんの1部なのです。

<教員をめざす大学生へ>

教員をめざす学生には、児童虐待のことを学んで頂きたいと思います。理論だけではなく、実際の資料も見て頂きたい。虐待に関係するパンフレット、リーフレットは、児童相談所や福祉事務所に設置・配布されてますので見て頂ければと思います。

<児童虐待を受けたかもしれないと思われる学生がいたら……>

私は、ある短期大学で教えているとき、学生相談の担当をしていないにもかかわらず、ある先生から、学生を紹介され話を聞きました。かなり不適應を起こす学生で、私が児童虐待を専門の1つにしているのを知っている先生から紹介されました。被虐待の、ひどい状態を、その学生が語ってくれました。学生相談室に行くように言いましたけれども。

あるいは、専門の医療機関も含めて相談の窓口は、個々にあります。そういったところに紹介して頂きたいと思います。とても難しいことは、自分自身が、そこで相談する・受診するの必要性を感じないと、行くのが難しいのです。そのへんのことを「しんどくなっているんところがうか。話を聞いてくれるところがあるで」というかたちで紹介して頂ければと思います。

また、虐待を受けたであろう学生が直接、相談にきた場合は、学生相談室と連携をとって相談機関を紹介することが良いように思います。

これまで中学・高校の先生たちへの研修は結構やってきました。そのとき、お話を頂くことは、「素人判断で、何とかこの子を立ち直らせよう」というのは「×」です。「私との関係で、この子を立ち直らせたい」というのも「×」です。「専門家にお任せすることは、とても大事だということを、

覚えておいて頂きたい」ということです。

心をさわる、「さわる」という言い方は変ですけど、これは、とても難しいことです。だから、変に触れてしまって、いわゆるフラッシュバックに陥らせたりとか、それによって返って不適應を起こすような行動に走る場合があります。それをいったんしないと、解決できないぐらい、深い状況にあるということです。専門家にお任せする方がよいのです。

それから、大人になった人たちで、人格障害のようにみえる人たちの中には、虐待を受けた人たちもかなりいるようです。その人たちが、その後の良い人間関係との出会いによって、再び虐待を起こすような大人に成長していかないということにつながります。そういうことも考慮に入れて接して頂きたいと思います。

2. 第20回人権問題研究会

研究会は11月11日（木）、中宮学舎の204会議室で20名の参加のもと、開催されました。北條秀司先生（短期大学部教授）が「ニューカマー教育の現状と大学教育の課題～ある高校の取り組みから」と題する講話をして下さいました。講話の内容は本紀要に北條先生がご執筆していただいたので、重複を避けます。講話の後、質疑されたことを簡約して報告します。

○大阪府教育委員会は母語の分かる人を派遣してくれたが、困っている学校もある。○長吉高校には在日の教諭、中国人の教諭がいる。それ以外に非常勤講師、特別非常勤講師（教員免許を持たない、芸能などの特別な技能もっていて、非常勤講師よりも若干待遇がよい）がいる。○大阪府立住吉高校では生徒の出口保障で、大阪外大や大阪市立大学に中国残留孤児家庭の児童の特別枠を依頼した。大阪外大は受けてくれた。○大学進学でいろいろと探した。私学は経済的に難しい。○就職も難しく、決まらずに派遣にいかざるを得ない子供も多い。○ニューカマーの大学生は日本語に大きなハンディーがあり、日本語指導が必要である。個々の条件が違うので、それに合わせてする必要。○日本語にハンディーがある学生の評価をどうするか、コ

ンセンサスが必要だ。○中国残留孤児家庭は放置される状態に陥っている。政府の援助がない。○本学でも日本語を修得できる制度が必要。○三重県ではスペイン語が出来る学生を優先的に教員に採用している。○アメリカでは1920年代より、英語標準学校がつけられ、できるだけ早く一人前のアメリカ人に育てる教育をしてきた。これらはアメリカ国籍をもつ子どもたちだが、日本国籍でない子どもが多い。そこが問題。その場合の教育の目的は何か、日本社会をどうしたいのか、その子どもたちをどう育てるのか。日本のバイリンガルエデュケーションの目的は何か。アメリカではバイリンガルよりも、親子の会話よりも、英語を勉強して欲しいという要望があるが。○親子で日本語の理解がまったく異なる。中国残留孤児の親たちで「日本語を教える会」を作っている。国としても対策を講ずる必要がある。○日本名だが日本語が弱い学生もいる。そのためにも日本語学習の機会が必要。○（「ニューカマー」という言葉に対して「オールドカマー」の人たちが、使うのをやめて欲しいという要望があるが）、それに替わる言葉がない。長吉高校では「さまざまなルーツをもつ子」と内部では言い、外部ではニューカマーと使ってきたが問題はなかった。○（言葉が通じず困っている親子。いつ帰国することになるか分からない）学校では日本語の指導もするが、母語・母文化保障もするという、両輪でいくというのが方針。生徒にとって母語は幼な言葉で修得してきているが、大人の言葉は習得していない。日本人にするために日本語を教えているのではなく、日本語は生活するために必要だから教えている。母文化を教えることでアイデンティティが形成される。○ニューカマーの人たちは経済的に苦しく帰国する人も多い。○行政が対応に付いていない。学習指導要領はこの事態を想定していない。○集住地区の自治体の連絡会があり、年に一度会合を持っている。○高校進学率は正確な統計はないが、50%を越えないのでは？（引きこもっている子どもの問題も大きい）○高校の単位制はニューカマーの生徒にとって教育保障をしていくのに、いろいろな手だてを使える。○ニューカマーの子は名前からして、はっきりと分かり、その存在が大きい。○日本語教員が必要。○教育委員会はNGOと年間契約をして派遣をするシステムをつくった。○日本の人権教育は民間か

ら起きている。各大学の努力が果たす位置は大きい。

3. 第3回学生人権問題学習会

学習会に執筆者は同時間、穂谷で授業があり、参加出来なかった。また講師が録画など記録をしないしてほしいとのことであったので、何らの記録をしていない。幸い「THE GAIDAI」第252号（2011年2月4日）で、広報部の松井さんが良くまとめて下さっているのので、これを掲載させていただきます。当日の司会は網倉尚武先生が務めて下さった。また参加者は学生が圧倒的多数であるが、教員や学外の教育関係者も参加された。

夜回り先生で知られる教育教育評論家の水谷修さんの講演会「夜回り先生から聞こう、心の居場所」が12月13日、中宮キャンパスの谷本記念講堂で開かれた。高校教師時代から多くの実践例をもとに、「小さくてもやさしさを回りに配ることの大切さ」を熱く説いた。第3回の学生人権問題学習会でもあり、詰め掛けた830人は引き込まれるように聞き入っていた。

水谷さんは、自身がかかわったりリストカットを繰り返してきた京都市の21歳の女子大学生にふれた。6年間にわたり引きこもりを続けた後、特別養護老人ホームで働き始め、最も扱いにくい老女の面倒を見るようになる。やがてその老女が自らの生活保護費の一部を蓄え、その女子学生に通学用のかばんの代金として贈った例から、「人は誰かを幸せにするために生きている」と語りかけた。

バブル経済が崩壊した1990年代初めから社会全体のイライラが家庭に入り込み、DV（家庭内暴力）や幼児虐待が目立ち始めてきた。子供たちは①いじめ②不登校、引きこもり③心の病、リストカット④非行、犯罪、薬物依存へと荒廃の度合いを強めている。

今の社会で、子供たちはあまりにも、自分を小さく考えている。大人は子供をきちんと褒めることで自信を持つ。それが周囲にやさしさを伝えることにつながる、と訴えかけた。